添付書類一覧 (原本での提出は不要。)

資料 No.	添付書類	法人	個人 事業者	事業協同組合	商工会 • 商工会議所	NPO 法 人
a	登記簿謄本 (謄本記載の内容に変更がない場合に限り、発行日の期間は問わない)	0			0	0
	住民票(マイナンバーの記載のないもの、内容に変更がない場合に限り、発行日の期間は問わない)		0			
	定款			0		
b	事業概要	0				
(*1)	事業者の概要		0			
	組合員名簿			0		
c	直近2期分の決算書			○(*6)		\cap
(*2)	(貸借対照表及び損益計算書) 等の写し等	- C		O(0)	- C	<u> </u>
	直近2年分の確定申告書の控え等		0			
d	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願	0	0	0	0	0
(*3)	に係る出願書類					
(*4)	外国特許庁への出願に要する経費が確認で きる見積書等	0	0	\circ	0	\circ
$\frac{\mathbf{f}}{\mathbf{f}}$	先行技術調査等の結果					
(*5)	(商標の場合:先行類似調査等の結果)	0	0	0	0	0
g	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持ち分	\circ	\circ	\circ	0	\circ
	割合及び費用負担割合の明記がある契約書等					
h	特許出願非公開制度に関する自己確認書	0	0	0	0	0
(*7)	(様式)					

(*1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ<u>事業概要</u>が明記されているパンフレットによる代用が可能。

(パンフレットで代用の場合、別途7部を郵送等にて提出。)

- (*2) 設立間もないため決算書がない場合、事業計画書を提出する。
- (*3) 基礎となる国内出願に係る出願書類、拒絶理由通知書・意見書等の応答書類。

PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、受領書、国際報告書、見解書等で、また日本を指定締約 国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合は、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)で代用が可能。

- (*4) 「見積書等」は、申請企業名・基礎出願番号・国名等の申請案件を特定し、出願国ごとに、交付申請書の経費 区分(外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用)ごとに分けて金額を明記。 為替レート(変動を考慮して設定)、現地代理人の会社名、翻訳会社名(国内代理人が他者に依頼する場合)を明記。翻訳費用は、翻訳単価×Word 数を明記。
- (*5) 「先行技術調査等の結果」では、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないことを事前に証明する 必要がある。従って、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。 なお、*J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) による検索結果の写し、PCT 国際出願に関する国際調査報 告書の写し、国内出願が既に登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除

- く)による代用が可能。(* J-PlatPat は国内出願分のみ検索のため、海外の調査結果については TM-VIEW 等別途検索資料の提出が必要となる。)
- (*6) 認可庁等に報告しているもの。
- (*7) 本様式は、助成申請に係る特許出願の明細書等に、経済安全保障推進法(令和4年法律第43号)に定める「特定技術分野」に属する発明が記載されていないこと等を、申請者自身で確認したことを宣誓するもの。日本でした発明について、基礎となる特許出願(ダイレクトPCTを含む)を令和6年5月1日以降に行うものについて提出が必要。対象となる出願について本様式による確認がなされていない場合、当該出願についての助成申請を受理することはできない。